※ 登録番号	第　５９　号（令和７年１２月２６日）	
1.投資顧問業の種類	[一般不動産投資顧問業]　総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	[法人]　個人	
（ふりがな） 3.商号又は名称	だいきんしょうじかぶしきがいしゃ 大金商事株式会社	
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	おおた　てつじ 太田　哲二	
5.資本金額	10,000,000円	
6.役員		
（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
おおた　てつじ 太田　哲二	代表取締役	[常勤]　非常勤
太田　通子	取締役	常勤　[非常勤]
おおた　しんや 太田　進也	取締役	[常勤]　非常勤
おおた　さがの 太田　さが乃	取締役	常勤　[非常勤]

7.第４条第１項第３号又は第４号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏　　名 （使用人の種類）	職　　名	統括する業務の別
おおた　てつじ 太田　哲二 営業所の業務を統括する者 助言の業務を行う者	代表取締役	売買、賃借、管理
おおた　しんや 太田　進也 営業所の業務を統括する者 助言の業務を行う者	取締役	売買、賃借、管理
計　２　名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　在　地
上北沢店	昭和50.6.5	東京都世田谷区上北沢3-18-12
下高井戸店	昭和63.8.22	東京都世田谷区松原3-42-1
計　２　店		

９.業務の方法

１．　投資助言業務の対象となる不動産は主に東京都内に所在する床面積３，０００㎡程度までの業務用ビル・商業施設・共同住宅・住宅等とする。

２．　助言業務は単発的な取引に係る助言・一定期間継続的な資産運用に係る助言等行う。

３．　報酬体系・報酬の支払時期

①　成功報酬体系業務

・　売買の場合

売買金額が１，０００万円以内の場合は売買金額の２％以内。

1,０００円を超える場合は、２０万円と１，０００万円を超える売買金額の１％以内の合計額を報酬とする。

売買による登記完了時に支払うものとし投資助言業務契約により取り決める。

・　企画の場合

企画事業費用が１，０００万円以内の場合は、事業費用金額の２％以内。

1,０００万円を超える場合は、２０万円と１，０００万円を超える事業費用金額１％以内の合計額を報酬とする。

企画事業決定時に支払うものとし投資助言業務契約により取り決める。

②　その他業務

・　報酬は次の通りとする。

報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費

・　支払時期

投資助言業務契約締結時　　１／２

投資助言業務終了時　　１／２

③　　上記報酬に対し消費税を加算する。

１０.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
１．金融商品取引法第２９条の登録		
２．宅地建物取引業法第３条第１項の免許	東京(16)11081号	令和4年10月12日
３．不動産特定共同事業法第３条第１項の許可		

１１.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

・土地建物の売買及び仲介業 ・不動産の管理及び仲介業 ・不動産に関するコンサルティング業 ・建築士事務所の経営 ・建築設計業務に関する補助業務 ・少額短期保険代理業 ・上記に附帯する一切の業務

１２.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

（ふりがな） 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資の金額	割 合	住　　所
おおた　てつじ 太田　哲二	15300株	76.5%	東京都
おおた　みちこ 太田　通子	4700株	23.5%	東京都

１３.役員の兼職の状況

（ふりがな） 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類